

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年7月10日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第19回の原子力規制委員会が明日7月11日水曜日午前に開催される予定となっております。議題は4件予定されております。

まず、議題1「『平成30年度原子力総合防災訓練計画』に対する原子力規制委員会の意見について」。こちらは平成30年度の原子力総合防災訓練の計画につきまして、原子力災害対策特別措置法に基づいて内閣総理大臣から原子力規制委員会に対して意見が求められておりますところ、それに対する回答について審議を行うというものでございます。

次に、議題2「特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案に対する意見募集の実施について」。こちらは昨年4月の法改正によりまして、放射線障害防止法におきまして、防護措置の義務化、また、これに伴う法律の名称の変更等の改正が行われたところでございます。これにつきまして、この改正法の施行期日を定める政令を含めまして、関係する政令及び規則の改正案を事務局において作成いたしましたところ、これについて御説明し意見募集を行うことについて、委員会で御審議をいただくというものでございます。

次に、議題3「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の実施について」。こちらは放射線障害防止法の施行令の改正ということでは議題2と共通でございますが、内容は別のものでございまして、こちらは犬・猫などの飼育動物につきまして、近年、放射性物質を用いた検査、いわゆるPET検査が行われるようになってきておりますことから、農林水産省におきまして獣医療法施行規則等の改正を行って、こうしたPET検査の薬剤を投与された動物を規制対象とするということが検討されております。これを踏まえて、二重規制になることを避けるという観点から、放射線障害防止法の対象外とするために、この放射線障害防止法の施行令の改正を行うということとしておりまして、このための案について意見募集を行うということをお諮りをするというものでございます。

次に、議題4「原子力災害時の事前対策における参考レベルについて」。こちらは本年4月の第2回の原子力規制委員会におきまして、原子力災害時の対応に関する事項といたしまして、包括的判断基準、「GC」と呼ばれておりますが、これと運用上の介入レベル「OIL」でございますが、これと、さらに参考レベルについて議論が行われました。その結果、参考レベルについて、原子力規制委員会としての考え方を整理してまとめるという方向となったところでございます。これを踏まえてこの参考レベルについての考え方を整理しましたところ、委員会で議論をいただくというものでございます。

広報日程上、その他の会議等については、既に御説明をしたものが大半でございます。

最後に、広報日程の3ページ目「その他」の部分でございます。(1)(2)として、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに関する住民説明会、これは福島県内の市町村から御要望のあったところで順次実施しているものでございますが、広報日程に記載の合計4か所、喜多方市、金山町、会津若松市、郡山市、この4か所での説明会が日程等がセットされましたので、お知らせをいたします。

今後も説明会を開催してまいりますので、日程など決まったものについて、お知らせをしていくこととしたいと思っております。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。よろしいでしょうか。

では、カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

議題2の補足説明をもうちょっとお願いします。

○大熊総務課長 議題2ですね。この説明ということですね。そうですね。こちら、放射線障害防止法の一部改正が、昨年の一括法で原子炉等規制法を含めた法律の大改正がございましたが、その中で改正が行われたと。その中で何段階に分けて施行されることになっておりますけれども、その中で重要な改正事項の施行として防護措置、テロ対策などですね、の義務化ということが行われたところです。

これが法律の公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日に施行ということですので、31年の、計算しますと、9月施行ということになる。これについて、その施行日の設定をする政令、さらに、その施行のための様々な具体的な内容を定める政令、規則、また告示、そういうものを、かなりの量になりますが、それについて、案をまとめて委員会で御議論をいただくというものであります。例えば対象となる放射性同位元素がどういう種類のものなのか。どういう事業所が対象になるのか。どういった防護措置を求めるのか。そういったものについて、政令規則等、階層構造になりますけれども、

で定めていくというものになります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—